

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

大崎上島町長

大崎上島町条例第28号

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住居等における不良な状態を解消するための措置に関して必要な事項を定めることにより、町民の安全で快適な生活環境を確保し、もって町民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住居等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供しているものに限る。）及びその敷地（物の堆積又は放置が当該敷地に隣接する私道その他の土地にわたる場合は、当該私道その他の土地を含む。）をいう。

(2) 不良な生活環境 住居等における物の堆積又は放置により害虫、害獣又は臭気が発生すること、火災発生のおそれがあること、物の崩落のおそれがあること等により、その周辺の生活環境に著しい支障が生じている状態をいう。

(3) 居住者等 住居等の居住者、所有者又は管理者をいう。

(基本方針)

第3条 住居等における不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基

づき推進されるものとする。

- (1) 住居等における不良な生活環境は、居住者等が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 居住者等が自ら解消することが困難であると認められるときは、町及び地域住民等並びに居住者等が、解消に向けた対策を行うこと。
- (3) 生活環境の悪化を防止するため、速やかに行うこと。
- (4) 町民の安全で快適な生活環境の確保及び町民が相互に支え合う地域社会の構築に寄与するように行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本方針に基づき、住居等における不良な生活環境の解消を推進しなければならない。

(居住者等の責務)

第5条 居住者等は、その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境とならないよう努めなければならない。

- 2 居住者等は、その居住し、所有し、又は管理する住居等が不良な生活環境となったときは、自ら、速やかにその状態を解消するよう努めなければならない。
- 3 居住者等は、第1条の目的を達成するため、町が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(調査等)

第6条 町長は、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の所在及び当該住居等の居住者等を把握するための調査その他当該住居等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 町長は、この条例の施行に必要な範囲内で、指定する職員に不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等に立ち入って調査をさせ、又は当該住居等の居住者等その他関係者に質問させることができる。
- 3 町長は、前項の規定により職員を当該住居等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該住居等の居住者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該居住者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により当該住居等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は勧告)

第7条 町長は、不良な生活環境にある住居等の居住者等に対し、当該住居等に関し、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを指導することができる。

2 町長は、前項の規定による指導をした場合において、なお不良な生活環境が解消されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、不良な生活環境を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(緊急安全措置)

第8条 町長は、不良な生活環境に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用について当該措置を受けた者から徴収することができる。

2 前項の措置を講じたときは、不良な生活環境を生じさせた居住者等に対し、当該措置の内容を通知しなければならない。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。